

吉岡町議会だよりモニターの公募に関する実施要領

1. 目的

この要領は、吉岡町議会が行う広報・広聴活動の基となる吉岡町議会の広報（以下「議会だより」という。）の企画及び編集等に関し、広く町民から意見や要望を聴取して、より内容の充実を期することを目的とするものである。

2. 活動内容

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べること。
- (2) 地域の情報等を提供すること。
- (3) アンケート調査等に回答すること。
- (4) モニター会議に出席すること。

※意見、回答又は情報等は、議会だより発行時に郵送されるアンケート用紙に記入する。また、公正と公平を期するため、原則としてモニターの氏名は公表しないものとする。

※モニター会議は、年1回の開催を予定。

3. 募集人数

16人以内

4. 任期

委嘱の日（令和6年2月頃を予定）から1年間

※再任は防げないものとする。

5. 応募資格

- (1) 18歳以上の町民
- (2) 議会が行う広報・広聴活動に深い関心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有する者
- (3) 現に吉岡町の職員でない者

6. 募集期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月17日（金）まで（必着）

7. 応募方法

任意の様式で①住所、②氏名、③年齢、④性別、⑤電話番号、⑥日中の連絡先（⑤と同じであれば不要）を明記の上、郵送、FAX、電子メール又は持参により応募する。

8. 応募先

吉岡町議会事務局

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

電話番号 0279-26-2283（直通）

FAX番号 0279-54-3203

電子メールアドレス gikai@town.yoshioka.gunma.jp

9. 決定の方法

応募者多数の場合は抽選とする。

10. 結果の通知

選考結果は、応募者に文書で通知するものとする。